

軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳対象とならない、難聴をお持ちのお子さんが補聴器を購入する際に、助成金の交付を行います。

①対象者

- ・ 結城に住所を有する18歳未満の者。
- ・ 両耳の聴力レベルが30dB以上、70dB未満の者。

②補助額

- ・ 基準額の範囲内で、3分の2を市が負担します。
※基準額は裏面参照
- ・ 基準額を超えるもの、基準外の部品を購入する場合は、自己負担が発生します。

③申請に必要なもの

- ・ 助成金申請書
- ・ 医師意見書（所定の様式で提出いただきます）
- ・ 見積書（購入希望の業者からいただいでください）
- ・ 世帯全員分の課税証明書
（結城で税申告が済んでいる場合は不要です）

④利用時の注意点

- ・ 世帯の収入による所得制限があります。
- ・ すでに購入した補聴器は助成の対象となりません。

申請・相談窓口

茨城県結城市役所 社会福祉課 障害福祉係

0296-34-0438(直通)

補聴器の種類	基準額	基準額に含まれるもの(1台分)	対応年数
軽度・中等度難聴用 ポケット型	43,200円	①補聴器本体 (電池含む。) ②イヤーマールド ※イヤーマールドを必要としない場合は基準額から9,000円を除くこと。	5年
軽度・中等度難聴用 耳かけ型	52,900円		
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳かけ型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳かけ型	76,300円		
耳あな型 (レディメイド)	96,000円		
耳あな型 (オーダーメイド)	137,000円	補聴器本体 (電池含む。)	
イヤーマールド	9,000円		無し

※助成対象となる補聴器の種類及び基準額は、提出される
医師意見書に基づき決定されます。

※対応年数内での、再支給は原則認められません。